

相馬市公共施設等総合管理計画



平成29年2月 策定

(令和6年3月 改訂)

相馬市

【目次】

第1章 公共施設等総合管理計画の基本事項

- 1. 計画策定の目的…………… 1
- 2. 計画期間…………… 1
- 3. 対象とする公共施設等…………… 1
- 4. 公共施設等総合管理計画の位置づけ…………… 2

第2章 相馬市の現状

- 1. 市の概況…………… 3
- 2. 人口の将来展望…………… 4～5
- 3. 公共施設の現状…………… 5～15
 - (1) 保有する公共施設の現況…………… 5～6
 - (2) 築年数別公共施設の整備状況…………… 6～7
 - (3) 公共施設の老朽化の状況…………… 8～9
 - (4) 耐震化の状況…………… 10～12
 - (5) 過去年度における維持管理・改修・更新費用の状況…………… 12～15
- 4. 保有するインフラ資産の現況…………… 16～22
 - (1) 道路の整備状況…………… 17
 - (2) 橋梁の整備状況…………… 18
 - (3) トンネルの整備状況…………… 19
 - (4) 下水道施設の整備状況…………… 20
 - (5) 過去年度における維持修繕・改修・更新費用の状況…………… 21～22
- 5. 公共施設等の将来における費用の見込み…………… 23～27
 - (1) 公共施設の改修・更新に係る将来費用の見込み…………… 24～25
 - (2) インフラ資産の改修・更新に係る将来費用の見込み…………… 26～27
- 6. 財政収支の推移及び見込み…………… 27～29
 - (1) 歳入の状況…………… 27～29
 - (2) 歳出の状況…………… 27～29

第3章 公共施設等の管理に関する基本的方針

- 1. 公共施設等の現状と課題…………… 30
- 2. 基本方針…………… 30～32
 - (1) 総合的な視点に基づく配置…………… 30
 - (2) 施設総量の適正化…………… 30
 - (3) 点検・診断・維持管理・更新等の実施方針…………… 30

(4) 安全確保の実施方針	31
(5) 耐震化の実施方針	31
(6) 長寿命化の実施方針	31
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針	31
(8) 脱炭素化の推進方針	31
(9) 公共施設等の有効活用	31
(10) 施設の統合や廃止についての方針	32
(11) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	32

巻末資料

施設分類別施設名称一覧表	33～34
--------------	-------

第1章 公共施設等総合管理計画¹の基本事項

1. 計画策定の目的

本計画は、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、転用及び長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

東日本大震災以降、復旧復興事業により、本市の所有する公共施設等は、インフラも含め増加しており、また、令和元年東日本台風、令和3年及び令和4年の福島県沖地震により、各施設等が大きな被害を受けたことで、維持管理や災害復旧等に係る市の財政負担が大きく増加している状況となっています。

今後、本計画で示された方針に基づき、公共施設等に係る財政負担の軽減と平準化を図っていくとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応した効率的な公共施設等の管理を行っていきます。

2. 計画期間

計画期間は、将来の人口や財政の見通しなどをもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から30年間とします。

なお、社会情勢や地域環境の大きな変化があった場合には、随時見直しを行うこととします。

当 初：30年間（平成29年度～令和28年度）

第1回改訂：30年間（令和6年度～令和35年度）

3. 対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設等（インフラ資産²を含む。）は、本市が所有する全ての公共施設等とします。更新等費用の推計対象は、調査時点（令和5年3月末）で市が所有する施設としています。

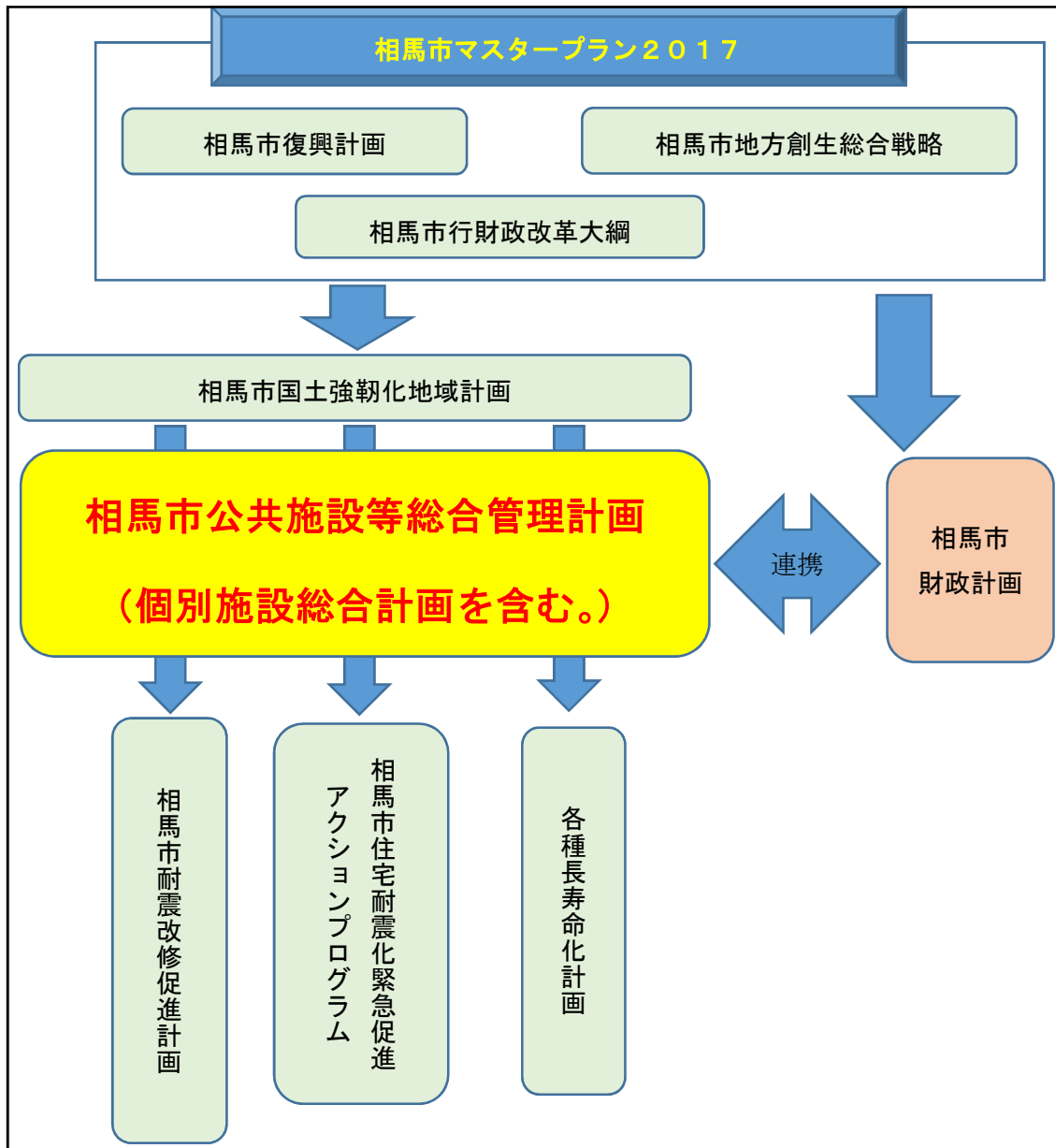
¹ 公共施設等総合管理計画：公共施設やインフラ資産の課題に対する基本的な方針を示した計画で、平成26年に総務省から地方自治体に対して策定が求められた計画。

² インフラ資産：道路、橋梁、トンネル、下水道等の生活基盤に関わる設備を指します。

4. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、市の最上位の計画である「相馬市マスタープラン2017」の基本理念のもと、中長期財政計画と連携を図るとともに、各施設個別の耐震、長寿命化等の計画の基本的な方向性を示すものとなっています。(図表1)

図表1 計画の位置づけ



第2章 相馬市の現状

1. 市の概況

本市は、明治22年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併（昭和4年松江村合併）によって中村町となり、昭和29年、中村町、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日立木村、磯部村の1町7村が合併して、相馬市制の施行に至っています。

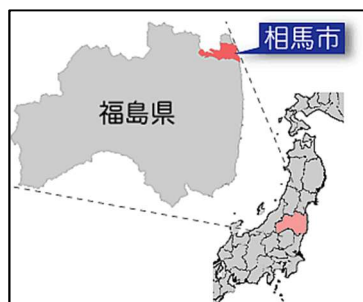
本市は、図表2のとおり福島県の東北端に位置し、総面積は197.79k㎡で福島県の約1.4%を占めています。北は新地町、南は南相馬市に接し、西部に阿武隈山系の山地・丘陵地を、中部・東部に平坦地と太平洋を配した「西高東低」の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東流し、太平洋及び内海の松川浦に注いでいます。南部は、標高50～70mの丘陵地が海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成、その東端は侵食されて海蝕崖となっています。海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せています。

このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく年間平均気温も13.6℃と、全般的に快適な居住環境にあります。

また、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスするための常磐自動車道が完成し、重要港湾相馬港を中心として県都福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する東北中央自動車道も開通するなど、高速道路網の構築が着実に進捗しています。

これらの相馬港や高速道路網により福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域であります。

図表2 相馬市の位置



◆近年の主な災害の状況

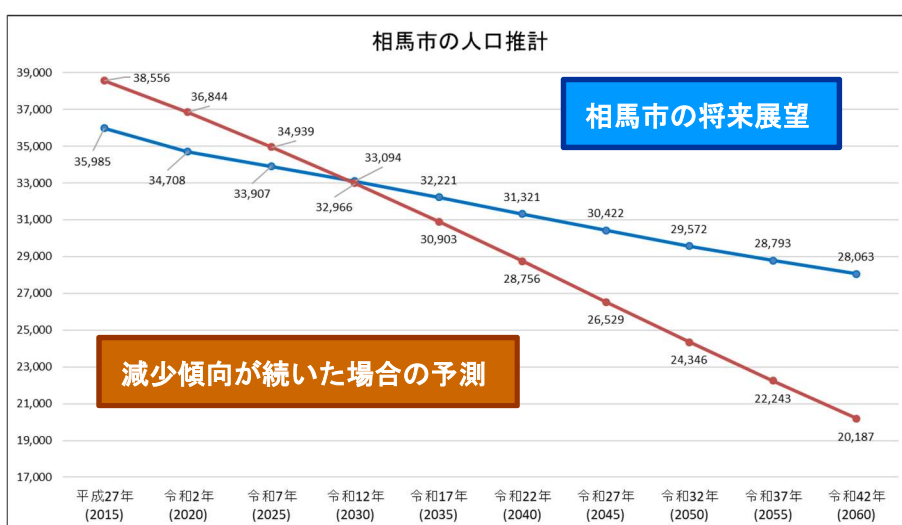
区分	発生日・名称	規模	主な被害
地震 津波	平成23年3月11日 東日本大震災	震度6弱 大津波	死者458名 住宅被害5,848棟 断水、停電等
大雨	令和元年10月12日 台風19号(令和元年東日本台風)	降雨量 天明：600㎍ 成田：260㎍	死者1名 住宅被害1,423棟 河川氾濫 断水等
	令和元年10月25日 大雨	降雨量 天明：359㎍ 成田：231㎍	
地震	令和3年2月13日 福島県沖地震	震度6強	住宅被害1,423棟 断水、停電等
地震	令和4年3月16日 福島県沖地震	震度6強	死者1名 住宅被害5,232棟 断水、停電等

2. 人口の将来展望

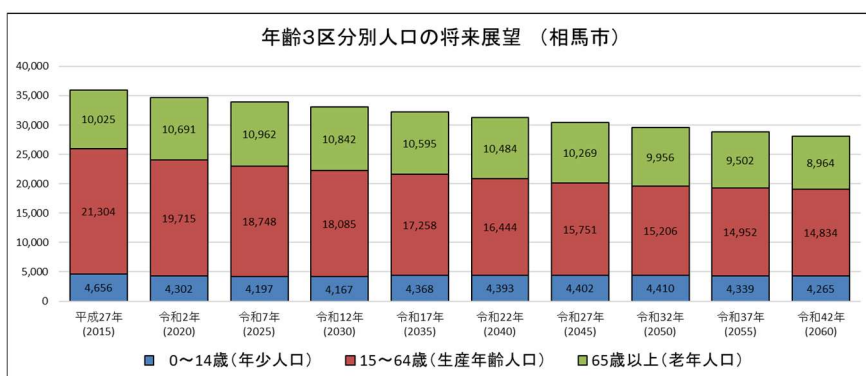
本市の将来人口については、「相馬市地方創生総合戦略」において、「相馬市人口ビジョン」³を基に、国勢調査のデータからコーホート要因法⁴により推計しています。

本市の人口は、すでに減少段階に突入しており、核家族化や単身世帯の増加、出生率の低下、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等を背景とした出生数の減少（＝年少人口の減少）が顕著となっています。（図表3）このことは、将来的な生産年齢人口（15歳～64歳）の減少にもつながり、他に高齢化の進展も加わることで、社会生活の維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。（図表4）

図表3 相馬市における総人口の将来展望



図表4 相馬市における年齢3区分別人口の将来展望



³ 相馬市人口ビジョン：「相馬市地方創生総合戦略」による「相馬市が相馬市であり続けるために」を趣旨として、最新の人口統計データを反映し策定した指針です。当指針においては、本市の人口データから将来の人口状況を予想し、本市が将来にわたって取るべき政策の方向性を示したものになります。

⁴ コーホート要因法：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

さらに、進学・就職時での転出増を背景とした社会減が続く場合、人材の確保が困難となり、本市産業の活力を削ぐ懸念も大きくなります。既に担い手の高齢化が進んでいる農業や漁業においては生産年齢人口減少の影響が大きく、後継者不足が大きな課題となってきます。

このような状況から、本市では、雇用の確保や婚姻率の向上、出生率の上昇、移住・定住の増加等につながる様々な施策を実施し、人口減少を最小限に抑える取り組みを行っています。

また、市では、今後の人口動向を考慮し、公共施設等の更新、統廃合、転用及び長寿命化などについて計画的に取り組んでいくこととしています。

3. 公共施設の現状

(1) 保有する公共施設の現況

令和5年3月31日時点の固定資産台帳データでは、本市が所有する公共建築物を含む施設は263施設、総延床面積は192,901.43㎡となっています。

これら施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、総務省が用いている区分及び本市の公共施設の実情に即した区分により分類しました(図表5)。

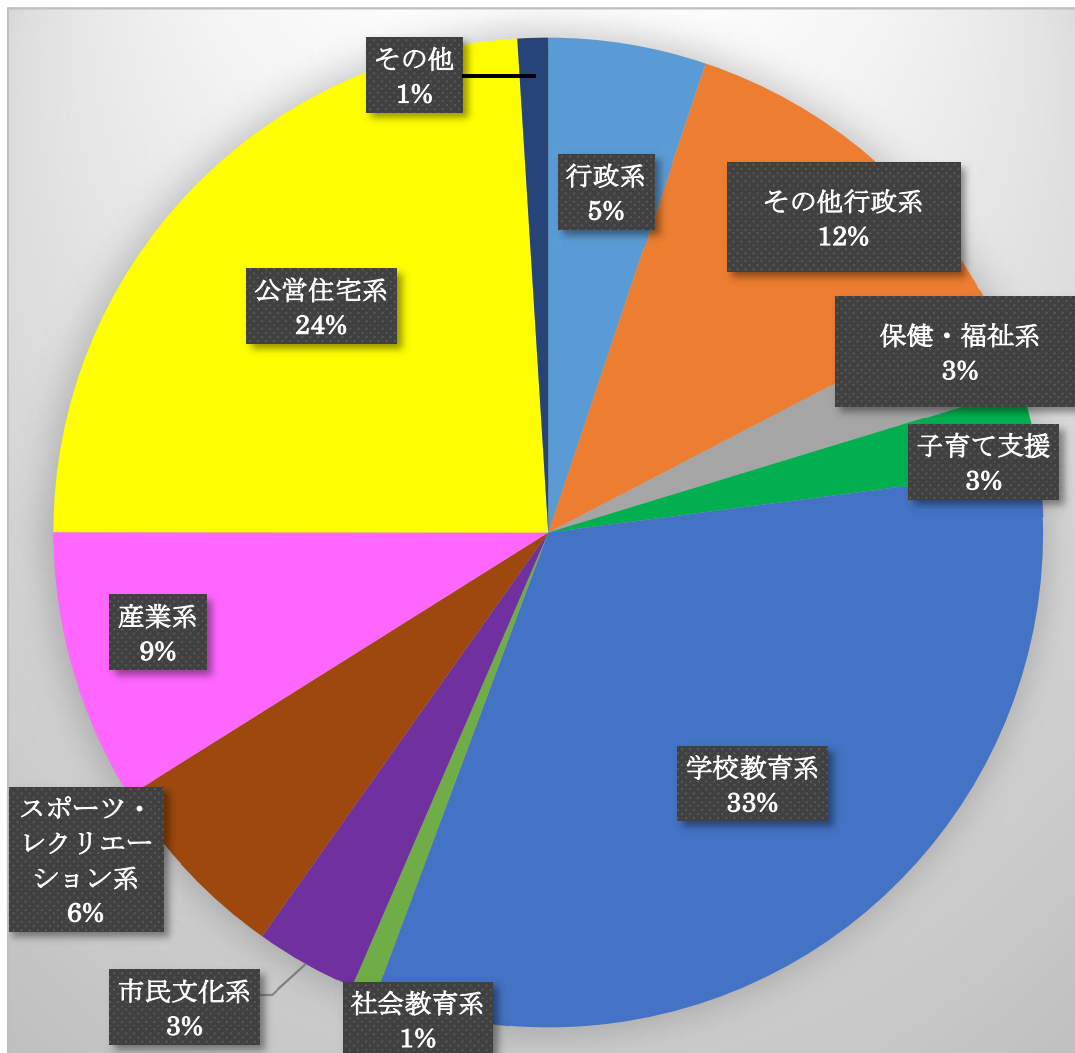
図表5 公共施設の分類別一覧表

施設分類	施設数 (棟または箇所)	施設数 構成比	延床面積 (㎡)	延床面積 構成比
行政系	2	0.76%	10,026.17	5.20%
その他行政系	46	17.49%	23,759.99	12.32%
保健・福祉系	3	1.14%	5,659.00	2.93%
子育て支援	14	5.32%	5,180.64	2.69%
学校教育系	48	18.25%	63,654.00	33.00%
社会教育系	3	1.14%	1,563.41	0.81%
市民文化系	18	6.85%	6,463.92	3.35%
スポーツ・レクリエーション系	12	4.56%	12,192.80	6.32%
産業系	11	4.18%	17,369.34	9.00%
公営住宅系	104	39.55%	46,664.16	24.19%
その他	2	0.76%	368.00	0.19%
合計	263	100%	192,901.43	100%

※公営住宅系の施設数は、初版は戸数としていましたが、改訂版は棟数としています。

図表 6 により、現在、本市が保有する公共施設で大分類別の延床面積の割合を比較すると、学校教育系施設が最も高く、次いで高いのは公営住宅系施設となっています。

図表 6 分類別公共施設面積の割合

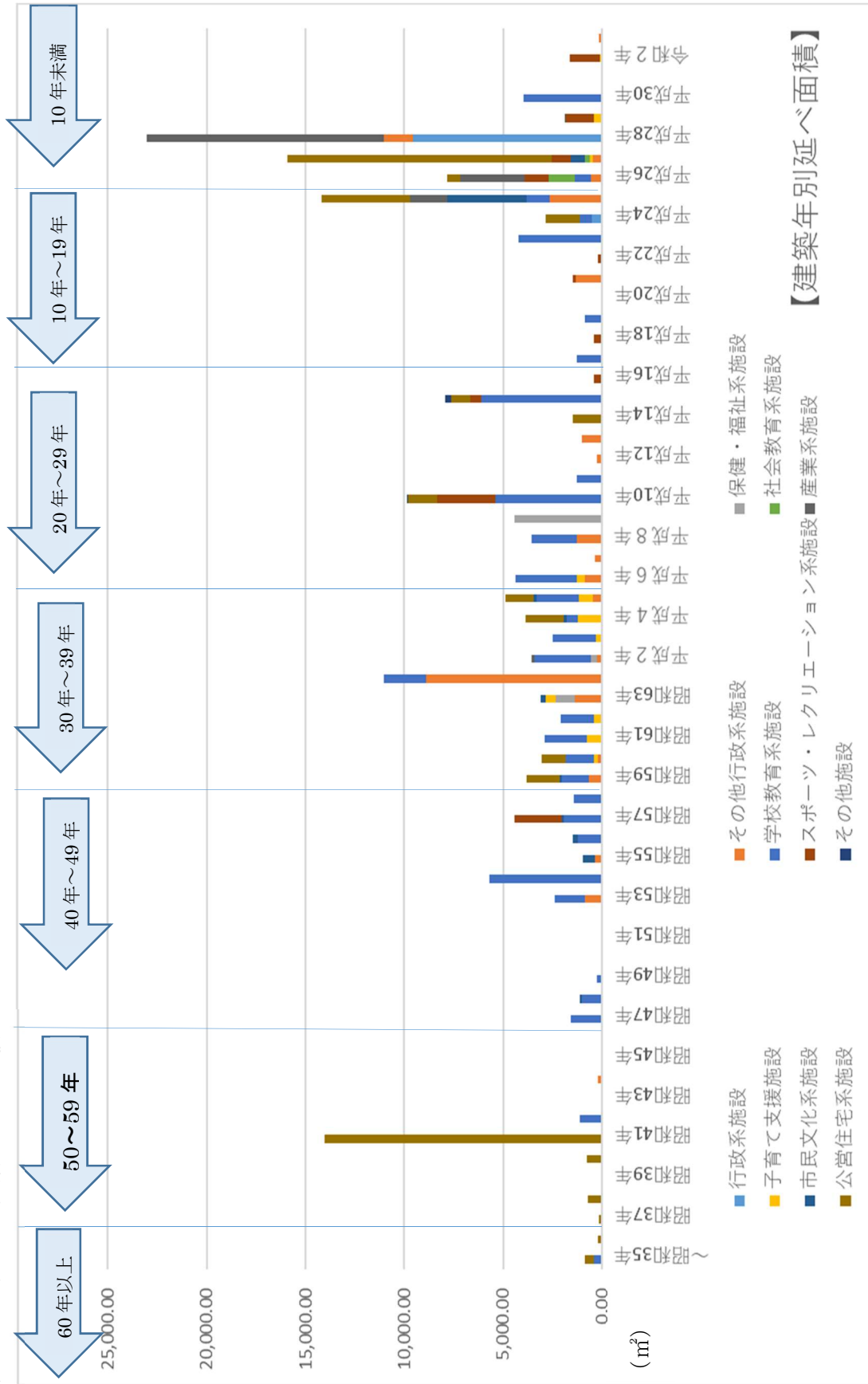


(2) 築年数別公共施設の整備状況

図表 7 により、築年別の延床面積を比較すると、本市の公共施設は、平成元年から平成 10 年にかけて、また、東日本大震災以降である平成 25 年から平成 28 年にかけて多く整備されています。

施設分類としてみると、築 40 年以上経過している施設は主に公営住宅系施設と学校教育系施設であり、特に公営住宅系施設の中には築 50 年以上経過している施設があります。

図表7 築年数別・施設類型別延床面積



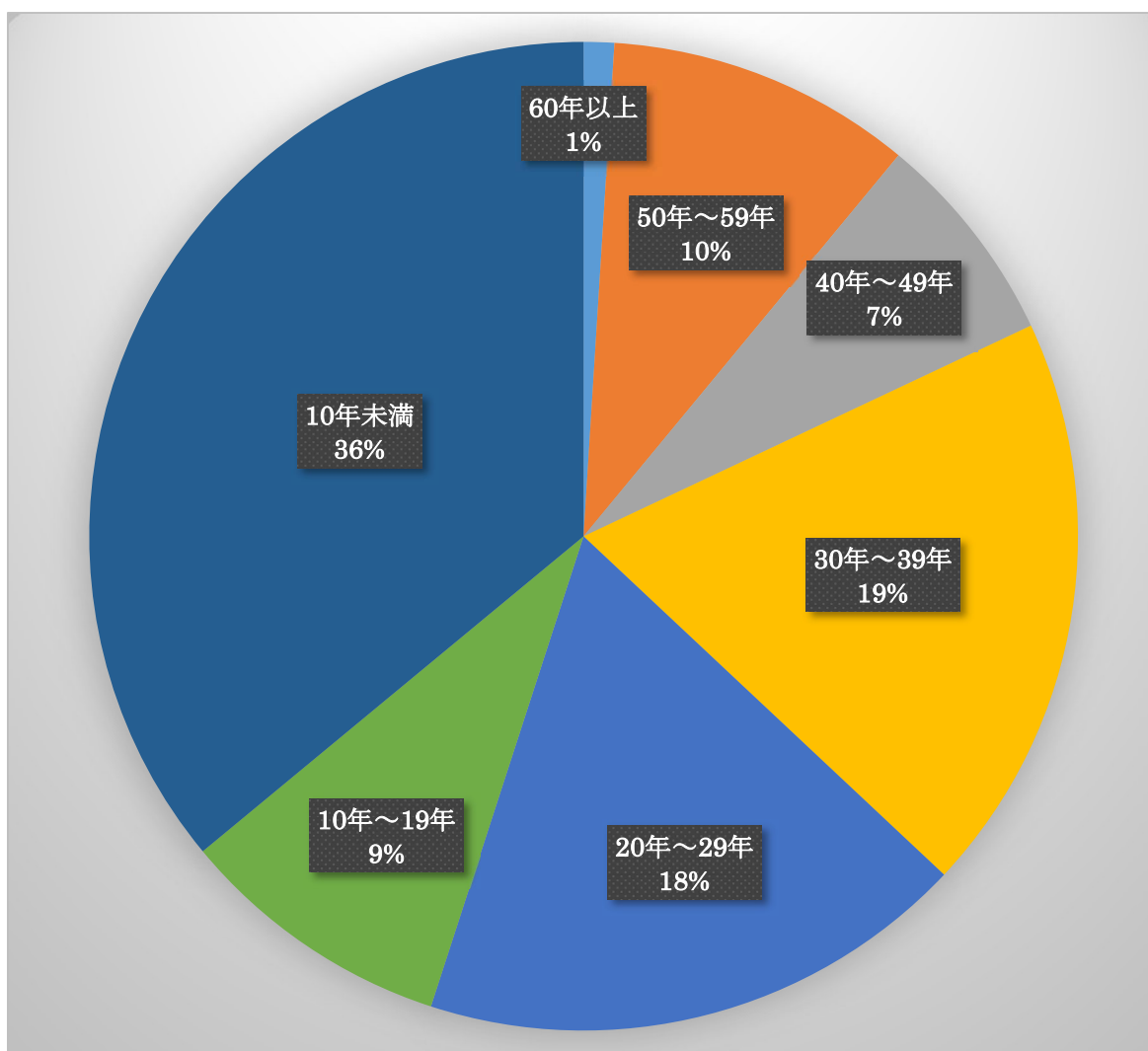
(3) 公共施設の老朽化の状況

図表8により、建築年別の公共施設の延床面積の割合をみると、築10年未満が36%と最も高く、これらは主に東日本大震災の復旧・復興に関する施設となっています。

次いで築30年～39年が19%、築20年～29年が18%、築10年～19年が9%の順となっており、築30年以上の建物が全体の37%を占めています。

築30年経過が、大規模改修のひとつの目安（総務省公表『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算』より）になっているため、今後、対象施設の改修や更新が必要となってきます。

図表8 築年数別公共施設の延床面積比



図表9により、施設分類別に見ると、老朽化の割合が比較的高いのは、その他行政系施設（54%）、学校教育系施設（51%）、公営住宅系施設（41%）となっています。

図表9 施設分類別・築年数別延床面積

施設分類	築年数					小計 (F) 【B+C+D+E】	計 (G) 【A+F】	老朽化 の割合 【F/G】
	30未満 (A)	30以上						
		30～39 (B)	40～49 (C)	50～59 (D)	60～ (E)			
行政系	10,026	—	—	—	—	—	10,026	0%
その他行政系	10,927	11,384	1,222	227	—	12,833	23,760	54%
保健・福祉系	4,378	1,281	—	—	—	1,281	5,659	23%
子育て支援系	2,978	2,203	—	—	—	2,203	5,181	43%
学校教育系	31,033	16,421	12,054	3,747	399	32,621	63,654	51%
社会教育系	1,563	—	—	—	—	—	1,563	0%
市民文化系	4,844	559	1,061	—	—	1,620	6,464	25%
スポーツ・レクリ エーション系	9,794	2,399	—	—	—	2,399	12,193	20%
産業系	17,244	127	—	—	—	127	17,371	1%
公営住宅系	27,448	2,923	—	15,665	626	19,214	46,662	41%
その他	368	—	—	—	—	—	368	0%
合計	120,603	37,297	14,337	19,639	1,025	72,298	192,901	37%

(4) 耐震化の状況

図表10のとおりです。

旧耐震基準の公共施設の延床面積は13,841.52㎡で全施設の7.1%であり、そのうち耐震化未実施の公共施設の延床面積は2,198.69㎡で全施設の1.1%となっています。

図表10 耐震化の状況

耐震区分		延床面積	構成比
新耐震基準		177,348.62 ㎡	90.8%
旧耐震基準	耐震化実施済み	10,948.83 ㎡	5.6%
	耐震化不要	694.00 ㎡	0.4%
	耐震化未実施	2,198.69 ㎡	1.1%
耐震化の実施状況は不明		4,032.29 ㎡	2.1%
合計		195,222.43 ㎡	100%

耐震基準

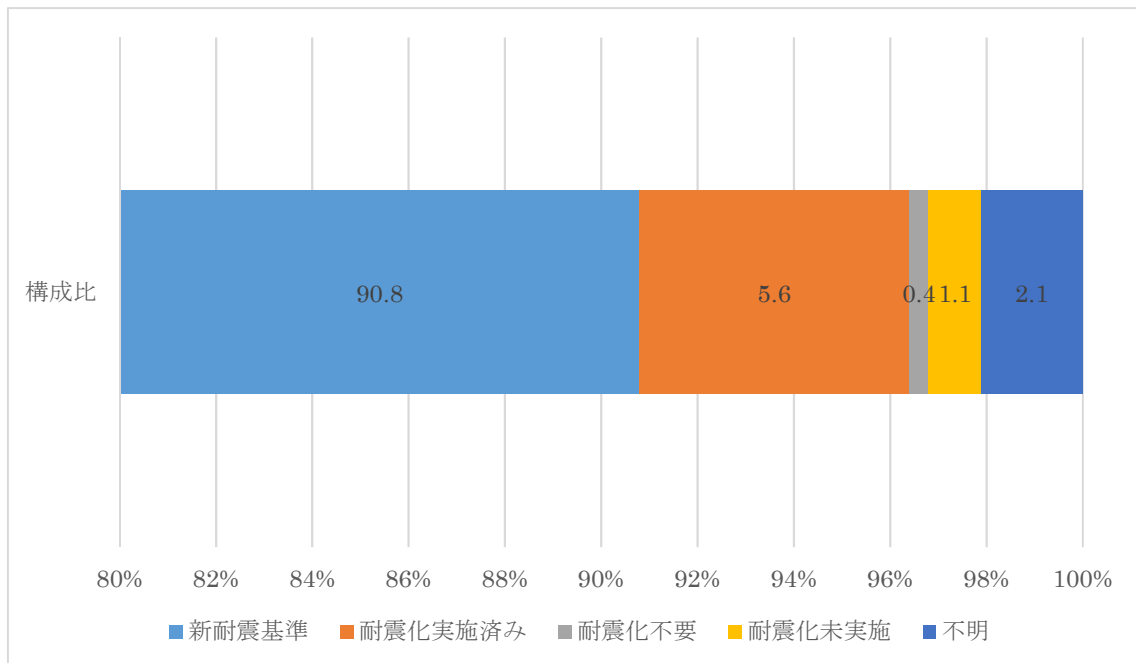
区分	耐震化の適用判断
新耐震基準 ⁵	建築年度が昭和56年6月以降の建物
旧耐震基準 ⁶	建築年度が昭和56年5月以前の建物
	うち、耐震化実施済み
	うち、耐震化不要
	うち、耐震化未実施
耐震化の実施状況は不明	

⁵ 新耐震基準：建物が地震に耐えることができる構造上の基準で、阪神淡路大震災を契機に、それまでの旧耐震基準から昭和56年6月1日以降に建設された建物に適用されました。震度6強から7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

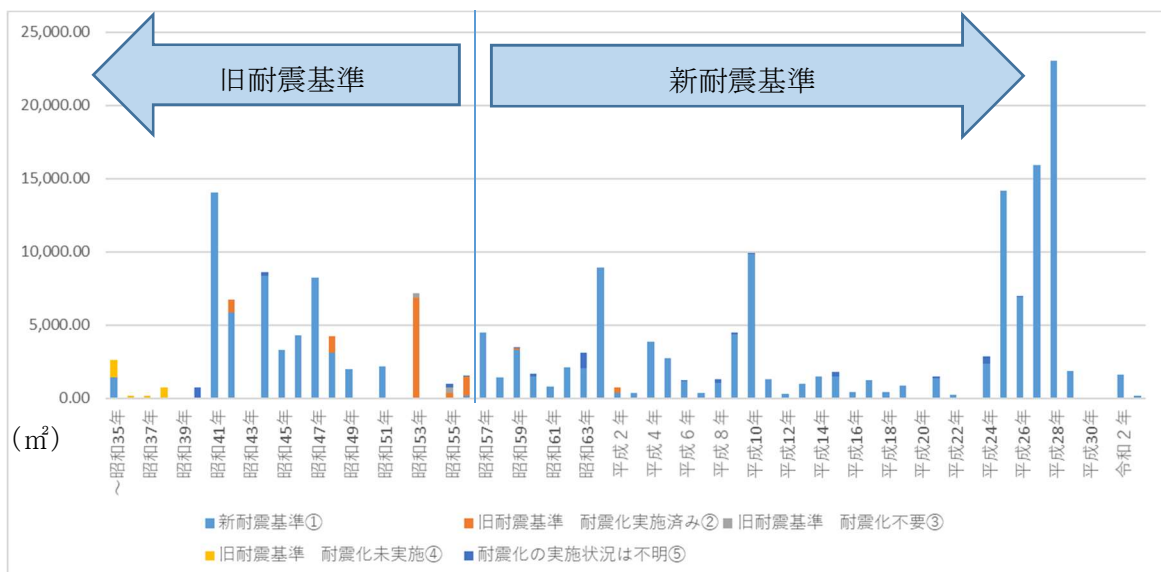
⁶ 旧耐震基準：建物が地震に耐えることができる構造上の基準で、昭和56年5月31日以前までに建設された建物に適用されています。震度5程度の揺れに耐える構造基準となっています。

図表 1 1 により、本市の公共施設はほとんどが耐震化されております。なお、耐震化未実施となっているのは、学校教育系施設の旧玉野小中学校の体育館や昭和 31 年から 40 年までに整備した公営住宅系施設の 5 団地（山越、清水、堂ノ前、長谷堂、細田）です。（図表 1 2、1 3）玉野小中学校体育館は、廃校に伴い、現在利用者がおりません。団地については、老朽化が著しいため、用途廃止予定団地に位置付け、平成 12 年度より社会資本整備総合交付金等の補助事業を活用し、空家となった住宅を政策空家として優先的に解体しています。（山越団地、清水団地は令和 5 年度に全棟解体済み。）

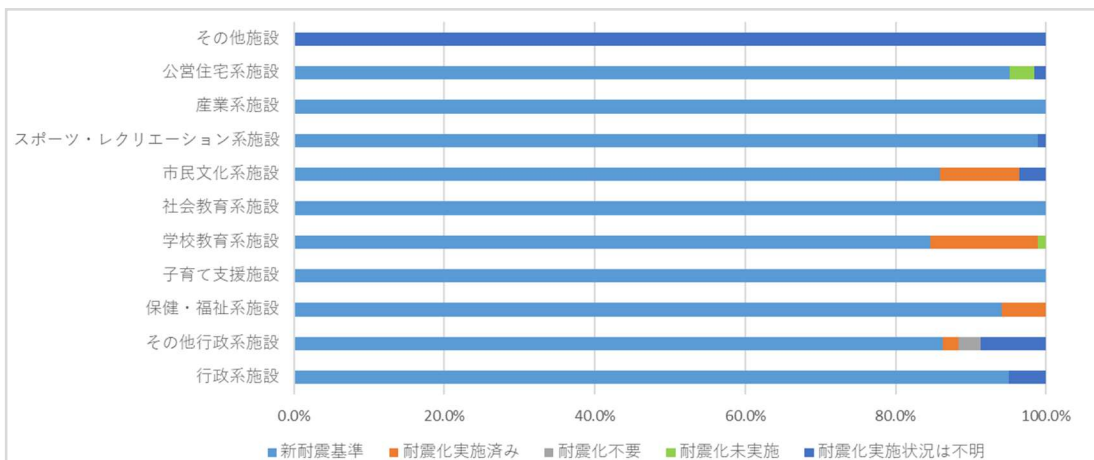
図表 1 1 耐震化の状況（構成比）



図表 1 2 築年数別耐震化の状況



図表 1 3 施設分類別の耐震化の状況（構成比）



(5) 過去年度における維持管理・改修・更新費用の状況

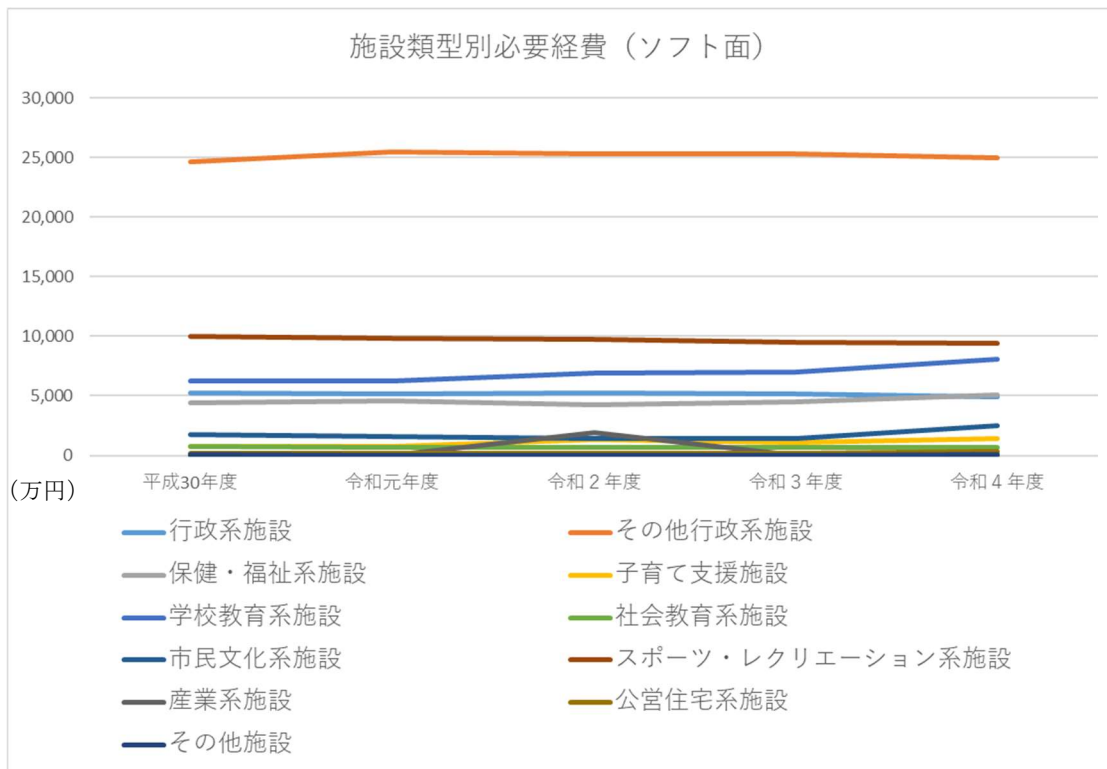
①施設利用に必要な経費（ソフト面…光熱水費、清掃・警備等業務委託費）

施設全体で見ると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて横ばいになっています。

(図表 1 4)

令和 2 年度は、相馬復興市民市場の開設等により、産業系施設に係る経費が増加しています。

図表 1 4 施設類型別光熱水費・委託費推移

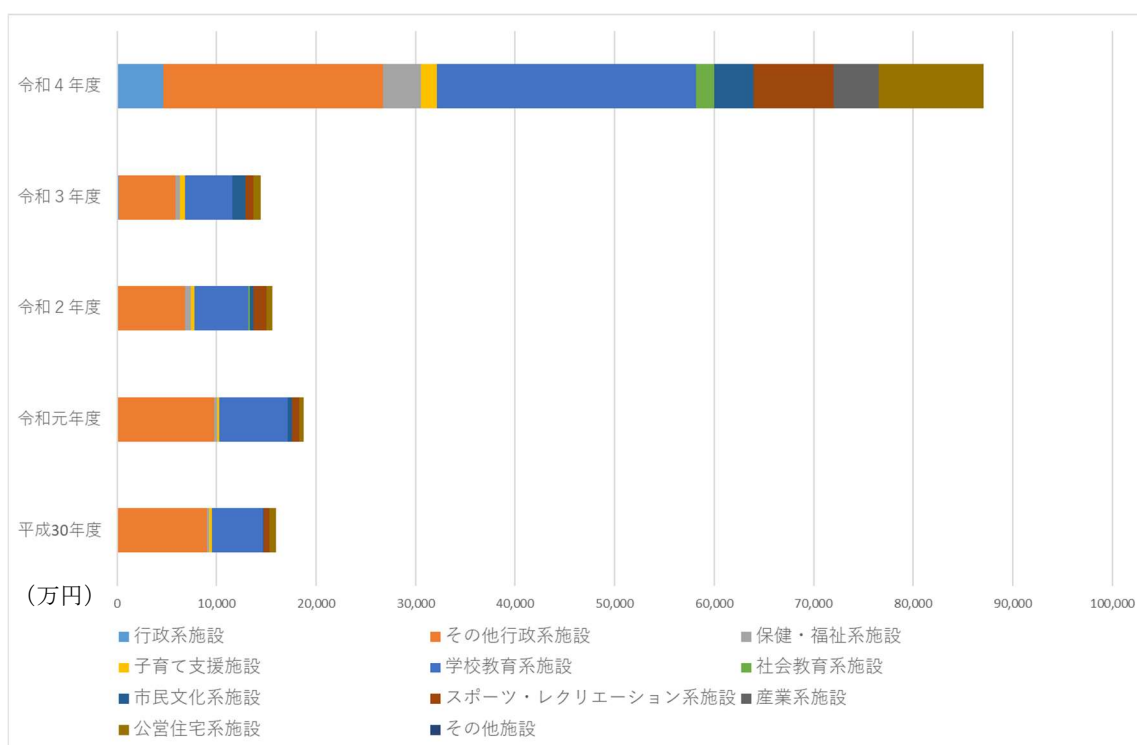


②施設維持に必要な経費（維持管理費）

維持管理費とは、施設・設備・構造物等の機能の維持のために必要となる点検や調査、補修、修繕を指します。補修や修繕については、補修や修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものを指します。（例：法定点検、施設管理者の判断で行う自主点検、点検結果に基づく消耗部品の取替等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修など。）

令和3年及び令和4年の福島県沖地震の影響により、令和4年度の支出金額が突出して多くなっています。（図表15）

図表15 施設類型別維持管理費推移



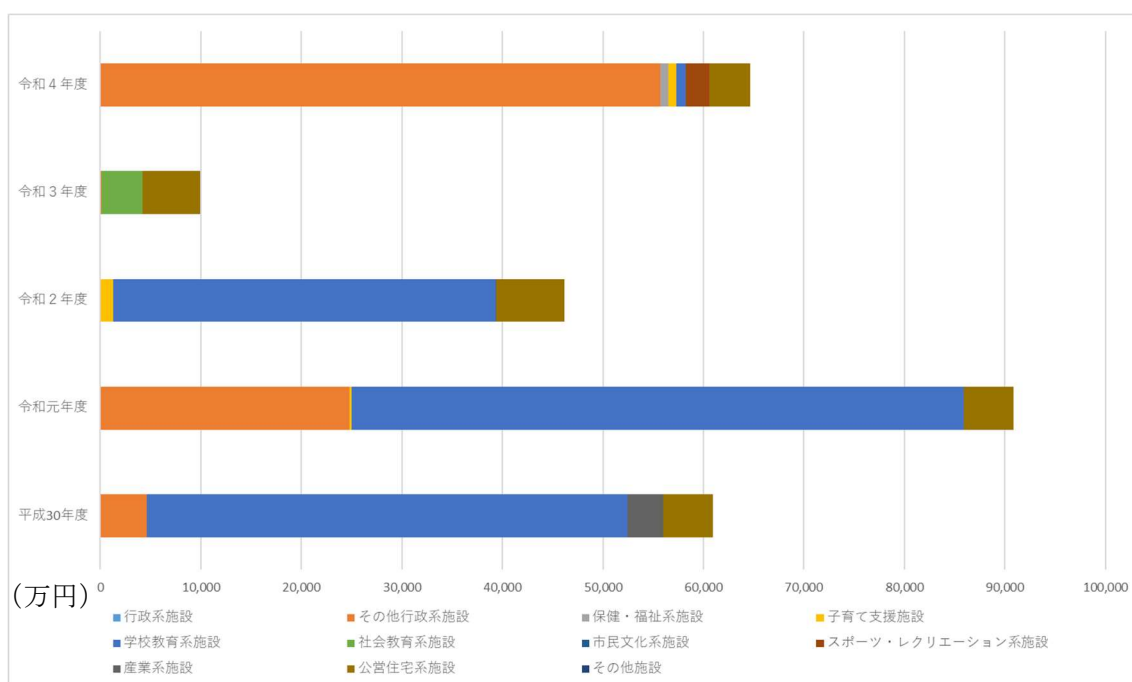
③施設の機能向上に必要な経費（改修費）

改修費とは、公共施設を直した後の効用が当初の効用を上回るものを指します。

（例：耐震改修、長寿命化改修、建物改良、転用等）

令和元年度が最も多く支出しており、その中でも学校教育系施設の割合が大きくなっています。経年でみても学校教育系施設の割合が最も大きいです。（図表16）

図表16 施設類型別改修費推移

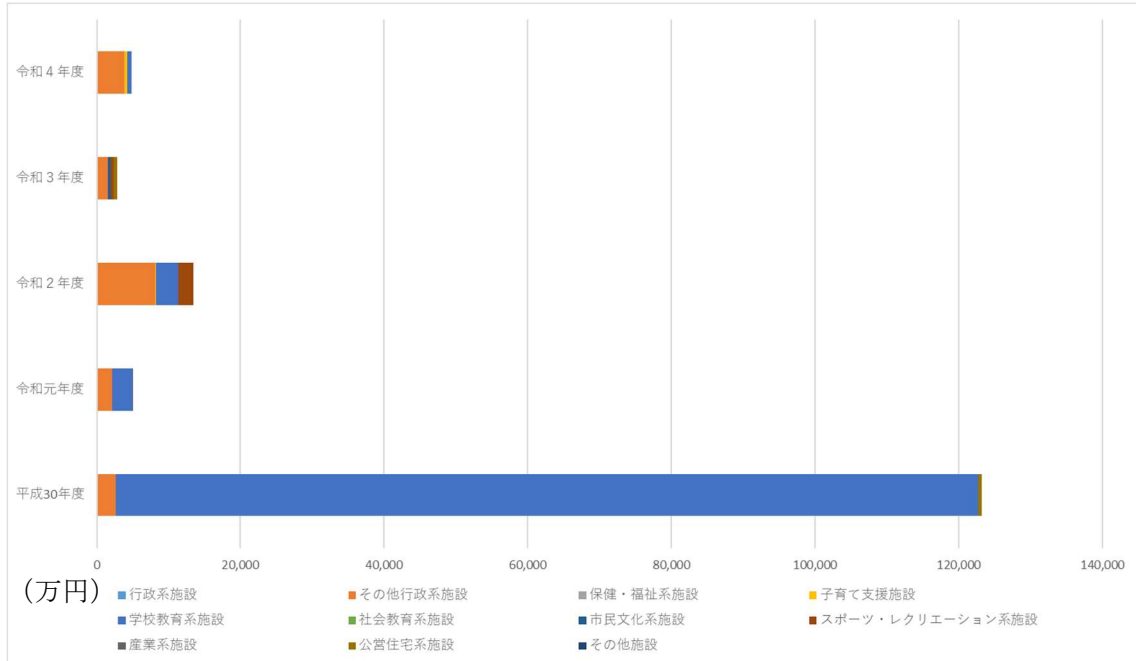


④施設更新に必要な経費（更新費）

更新費とは、老朽化等に伴い機能が低下した施設を取り替え、同程度の機能に再整備することを指します。（除却含む）

平成30年度が最も多く支出しており、その中でも学校教育系施設の割合が大きいです。（図表17）

図表17 施設類型別更新費推移



4. 保有するインフラ資産の現況

図表18のとおりです。

図表18 インフラ資産の現況

(令和5年3月31日時点)

施設分類	設備数	面積 (㎡)	延長 (m)
道路	1,491 路線	3,532,941.82	657,917.10
一級市道 ⁷	26 路線	665,306.42	80,823.70
二級市道 ⁸	35 路線	495,292.69	76,015.80
その他市道 ⁹	1,430 路線	2,372,342.71	501,077.60
農道	212 路線	306,106.00	72,630.00
林道 (※)	19 路線	138,294.92	35,385.00
橋梁	341 橋	18,829.81	3,460.90
トンネル	3 箇所	3,688.78	572.90
下水道施設 (管渠 ¹⁰)	18 幹線		164,007.44
防災通信施設 ¹¹	118 基		

※林道の面積は平均幅員を延長で乗じて算出しています。

⁷ 一級市道：基幹道路網を形成するために必要な道路として示されたものです。戸数50戸以上の主要集落間を連絡するなどの幹線市道を指します。(国土交通省『一級市町村道選別基準』)

⁸ 二級市道：一級市道以上の道路を補完し、幹線道路網の形成に必要な道路として示されたものです。戸数25戸以上の集落間を連絡するなどの幹線市道を指します。(国土交通省『二級市町村道選別基準』)

⁹ その他市道：一級市道、二級市道以外の市道を指します。

¹⁰ 管渠：下水を集水し、排除するための施設で、目的別に汚水・雨水等があります。また、設置方法により、暗渠（地下に埋設）と開渠（地上で見える形で設置）に分けられています。

¹¹ 防災通信施設：市防災行政無線に係る中継局、再送信局、屋外拡声子局、カメラ局を指します。

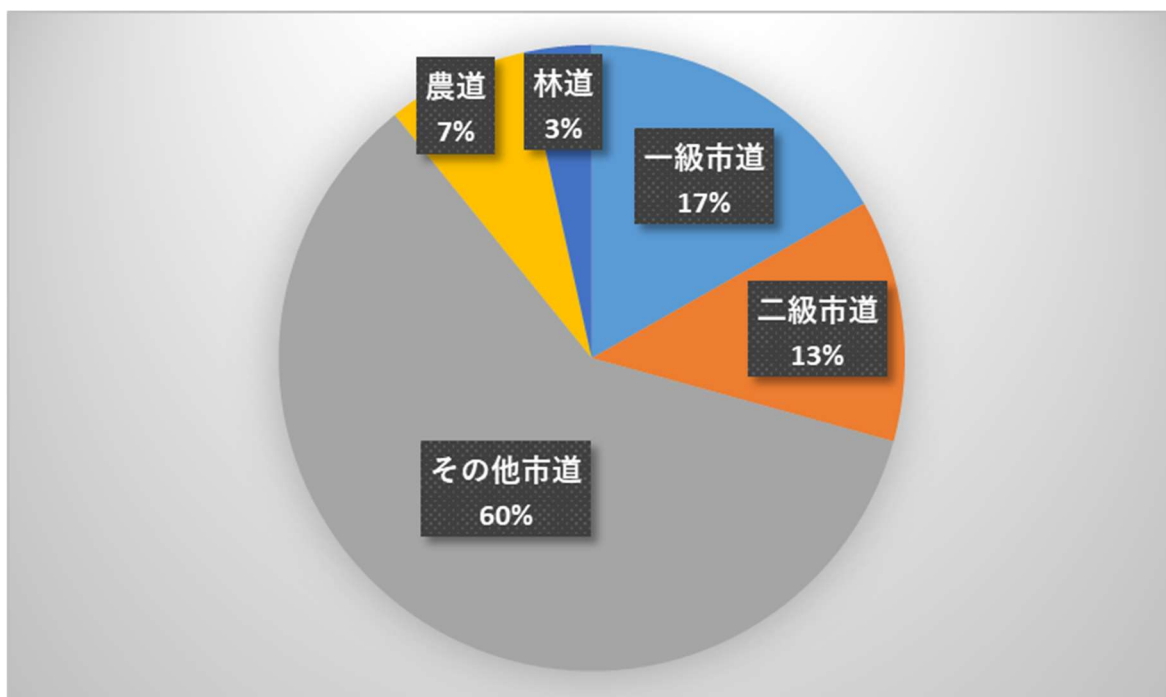
(1) 道路の整備状況

図表19、20のとおりです。各道路とも計画的に維持管理及び改修を行っています。

図表19 道路の整備状況

種別	面積 (㎡)	構成比
一級市道	665,306.42	17%
二級市道	495,292.69	13%
その他市道	2,372,342.71	60%
農道	306,106.00	7%
林道	138,294.92	3%

図表20 道路の種別面積比

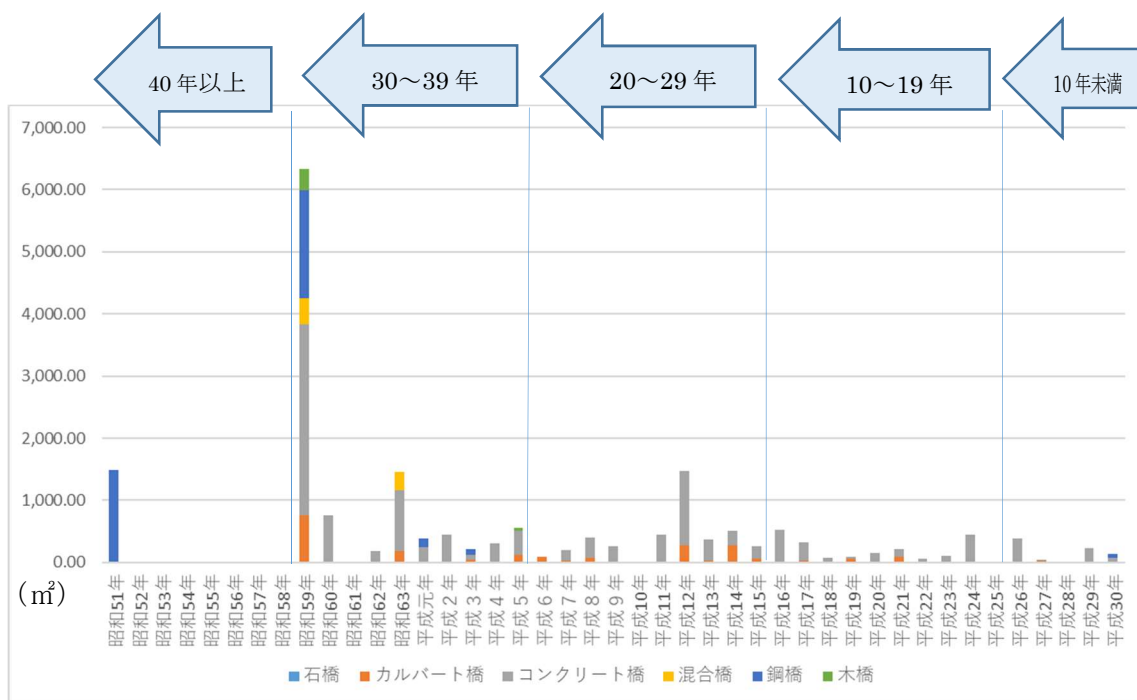


(2) 橋梁の整備状況

橋梁数は 341 橋、総面積は 18,829.81 m²です。

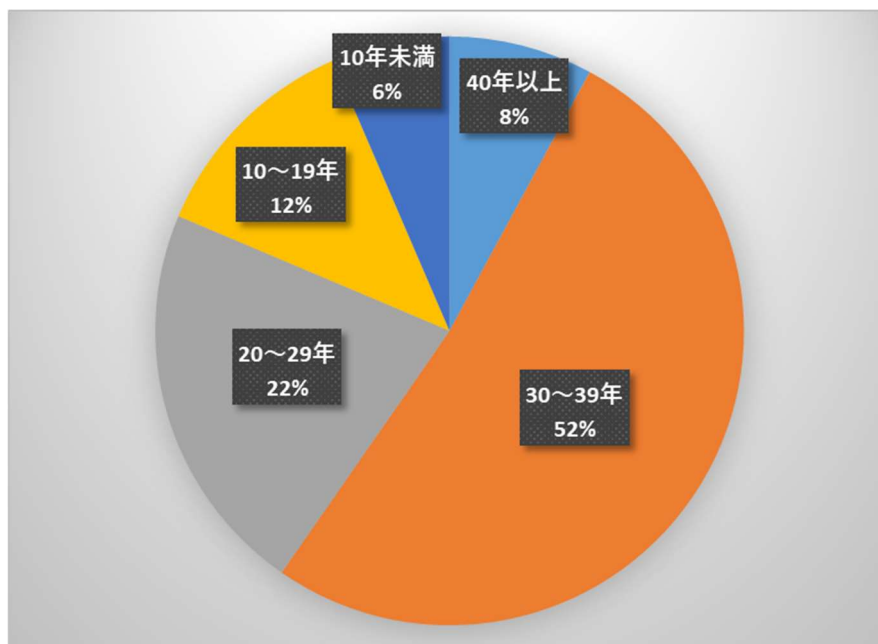
架設年度別の割合をみると、法定耐用年数 60 年以上を経過している橋梁はありませんが、全体の半数が昭和 50 年代に架設されたものとなっています。「相馬市橋梁長寿命化修繕計画」¹²に基づき平成 28 年度から長寿命化対策を実施しています。(図表 2 1、2 2)

図表 2 1 橋梁の橋種別・架設年別面積



¹² 相馬市橋梁長寿命化修繕計画：平成 28 年 12 月に策定された計画で、予防保全への維持管理の考え方で維持管理にかかる費用の縮減を図ることが目的となっています。5 年に 1 回行われる定期点検や日常パトロールでの点検を通して早期に劣化損傷状況を把握し、優先度を設けて計画的に補修等を行うことが示されています。

図表 2 2 橋梁の経過年別面積比



(3) トンネルの整備状況

図表 2 3 のとおりです。「相馬市トンネル長寿命化修繕計画」¹³に基づき平成 30 年度から長寿命化対策を実施しています。

図表 2 3 トンネルの整備状況

施設名	延長 (m)	面積 (㎡)	建設年
副霊山トンネル	367.1	2,018.78	昭和 48 年 (1973 年)
玉野トンネル	64.8	299.53	明治 35 年 (1902 年)
鶉ノ尾岬トンネル	141.0	1,370.47	平成 7 年 (1995 年)

¹³ 相馬市トンネル長寿命化修繕計画：平成 30 年 12 月に策定された計画で、予防保全への維持管理の考え方で維持管理にかかる費用の縮減を図ることが目的となっています。5 年に 1 回行われる定期点検や日常パトロールでの点検を通して早期に劣化損傷状況を把握し、優先度を設けて計画的に補修等を行うことが示されています。

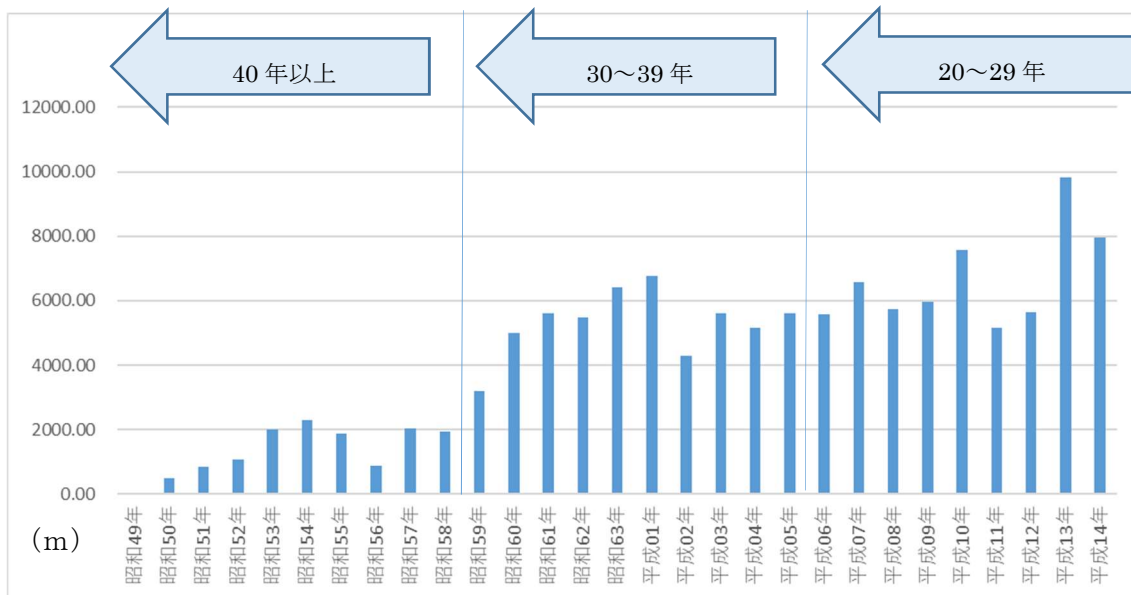
(4) 下水道施設の整備状況

管渠延長は164,007.44mです。

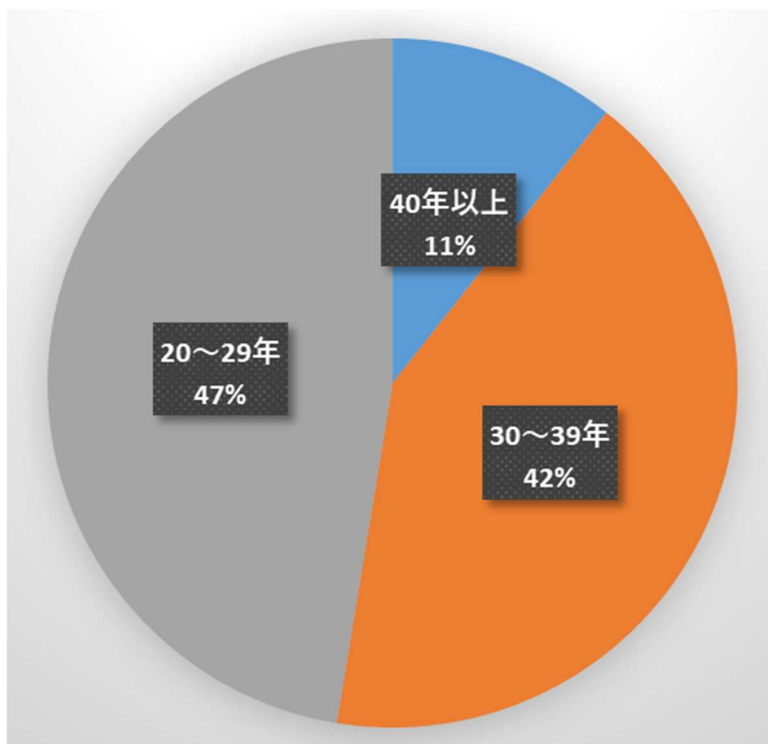
図表24、25のとおり、整備後40年以上経過している管渠が全体の11%あります。

管渠の法定耐用年数は50年であるため、今後計画的に更新していく必要があります。

図表24 下水道管渠の整備年別延長



図表25 下水道管渠の経過年別延長（構成比）



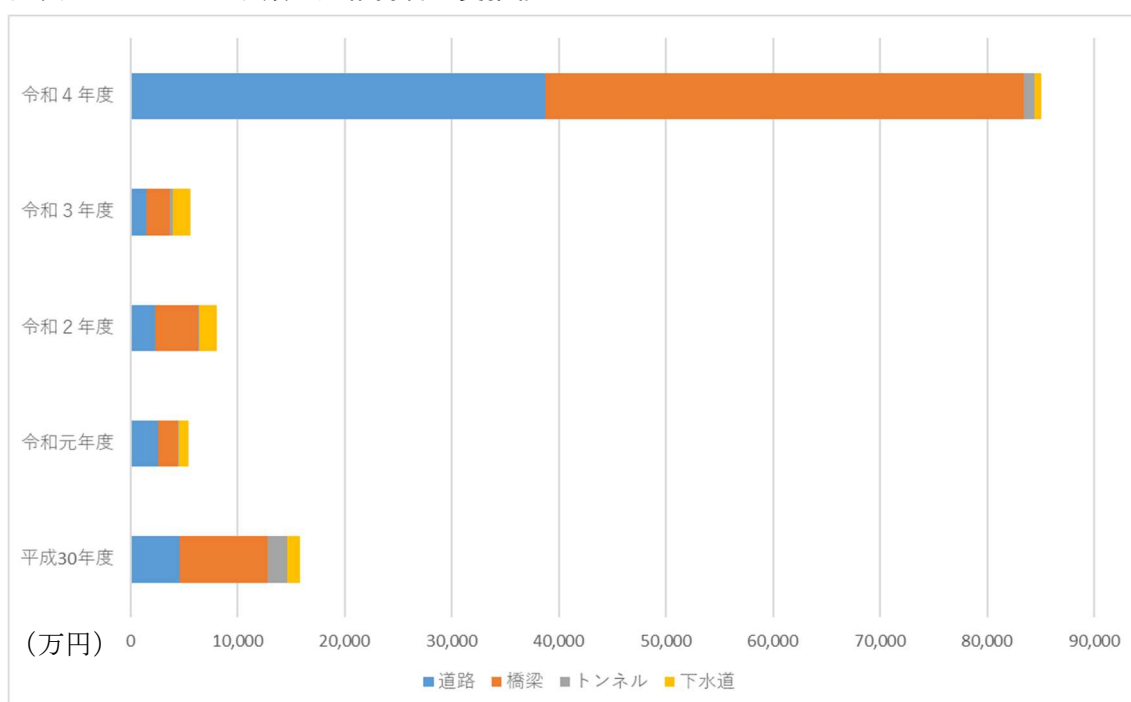
(5) 過去年度における維持修繕・改修・更新費用の状況

①インフラ維持に必要な経費（維持管理費）

維持管理費とは、施設・設備・構造物等の機能の維持のために必要となる点検や調査、補修、修繕を指します。補修や修繕については、補修や修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものを指します。（例：法定点検、施設管理者の判断で行う自主点検、点検結果に基づく消耗部品の取替等の軽微な作業、コンクリートの亀裂の補修等）

令和3年及び令和4年の福島県沖地震の影響により、令和4年度の支出金額が突出して多くなっています。（図表26）

図表26 インフラ類型別維持管理費推移



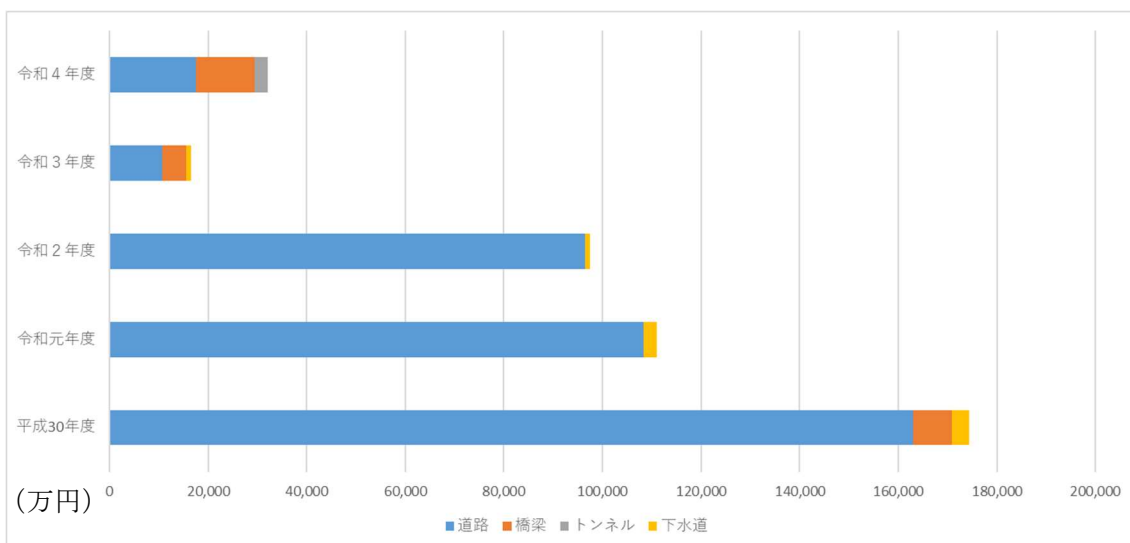
②インフラの機能向上に必要な経費（改修費）

改修費とは、公共施設を直した後の効用が当初の効用を上回るものを指します。

（例：耐震改修、長寿命化改修、改良等）

平成30年度が最も多く支出しており、その中でも道路の割合が大きくなっています。経年でみても道路の割合が大きいです。（図表27）

図表27 インフラ類型別改修費推移

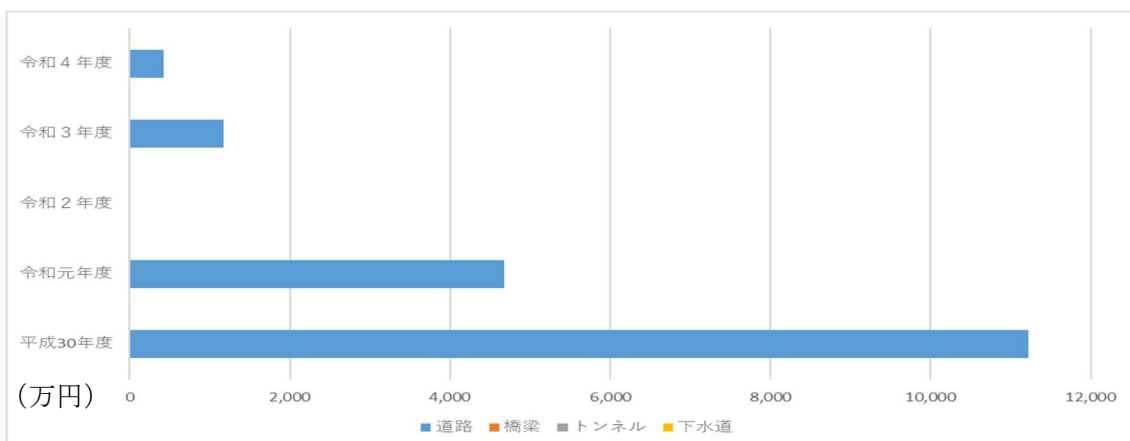


③インフラ更新に必要な経費（更新費）

更新費とは、老朽化等に伴い機能が低下した施設を取り替え、同程度の機能に再整備することを指します。（除却含む）

平成30年度が最も多く支出しており、どの年度においても道路の割合が大きいです。（図表28）

図表28 インフラ類型別更新費推移



5. 公共施設等の将来における費用の見込み

将来の費用を試算するにあたり、『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』（平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課）の考え方を基に、以下のとおりの基準で試算を行いました。耐用年数経過後に同規模・同構造で更新すると仮定し、延床面積に一定の基準に基づく更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から30年分の更新費用を試算しています。（図表29）

更新単価については、総務省により開発された更新費用試算ソフトで用いている単価を使用します。また、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に公共施設等の建築物の構造等の違いにより、建替え及び大規模改修で、それぞれ用途分類別に単価を設定しています。（図表30、31）

建築物の耐用年数を60年とした場合、建築後30年で大規模改修を3過年（耐用年数の1/2期間経過した年度とその翌年度、翌々年度）で行い、その後30年で建替更新を3過年（耐用年数が到来した年度とその翌年度、翌々年度）で行うと仮定します。

図表29 施設及びインフラ資産の更新費用試算のための基準

	更新の考え方	数量
公共施設	60年で更新 (30年で大規模改修)	延床面積 (㎡)
道路	15年で舗装部分の再舗装	面積 (㎡)
橋梁	60年で更新	面積 (㎡)
下水道管	50年で更新	延長 (m)

図表30 公共施設の施設分類別更新単価表

施設分類名	更新単価 (1㎡あたり)	大規模改修単価 (1㎡あたり)
行政系施設	40万円	25万円
その他行政系施設	40万円	25万円
保健・福祉系施設	36万円	20万円
子育て支援系施設	33万円	17万円
学校教育系施設	33万円	17万円
社会教育系施設	40万円	25万円
市民文化系施設	40万円	25万円
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円	20万円
産業系施設	40万円	25万円
公営住宅系施設	28万円	17万円
その他施設	36万円	20万円

図表 3 1 インフラ資産の類型別更新単価表

資産分類名	更新単価（1 m ² あたり）
道 路	0.47 万円
橋梁（鋼 橋）	50 万円
橋梁（鋼橋以外）	42.5 万円
下 水 道 管	12.4 万円

（1）公共施設の改修・更新に係る将来費用と充当可能な財源の見込み

図表 3 2 より、公共施設で大規模な改修や更新に係る費用は、年平均約 18 億円、今後 30 年間で約 540 億円と推計しています。

図表 3 3 より、平成 30 年度～令和 4 年度の過去 5 年間の投資的経費¹⁴は、年平均約 12 億円であるため、1 年間あたり約 6 億円（30 年間で約 180 億円）不足する計算となっています。

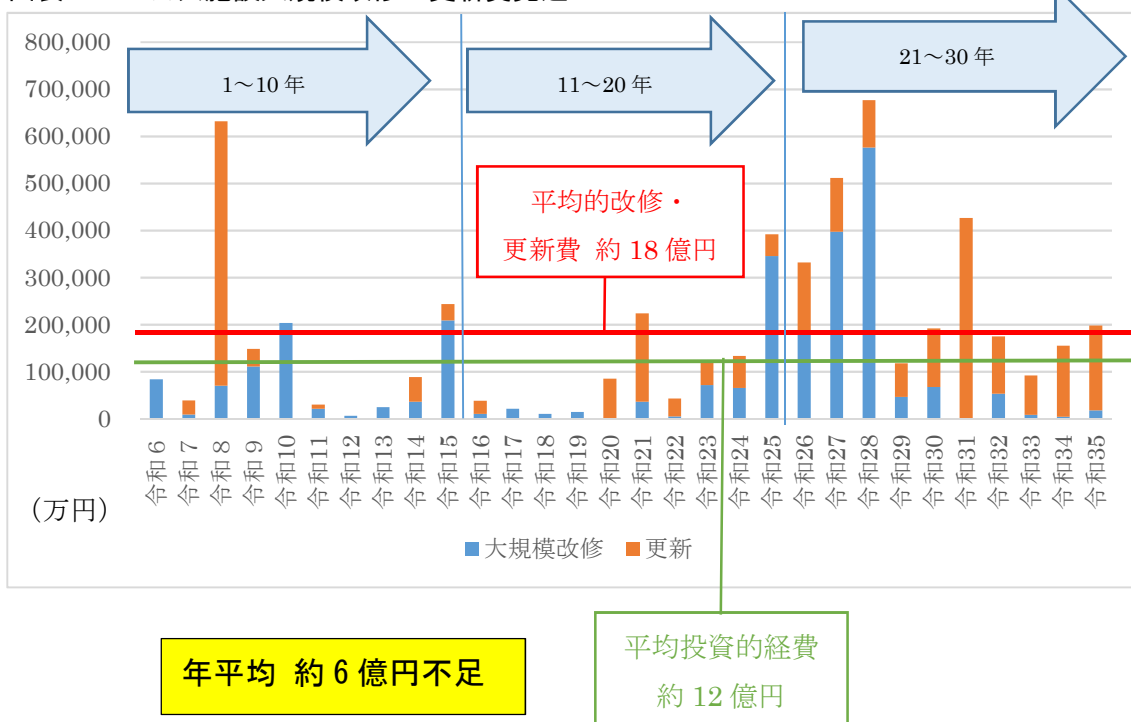
これらの費用は、施設によって国県等の補助金や市債、基金などを充当することが出来るものと考えられるものの、多額の市費も必要となることから、特定の期間に偏らないよう計画的に改修・更新を行っていく必要があります。

年平均不足額：

投資的経費約 12 億円/年－大規模改修・更新に係る費用約 18 億円/年＝▲約 6 億円

¹⁴ 投資的経費：その支出によってストックとして施設が将来に残るものを指し、過去の維持管理費や改修費、更新費が該当します。

図表 3 2 公共施設大規模改修・更新費見込



図表 3 3 過去年度の投資的経費の推移 (円)

施設分類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
行政系	1,507,520	620,980	1,089,880	1,912,790	46,153,492
その他行政系	397,272,170	366,540,327	148,760,429	73,749,802	816,131,136
保健・福祉系	2,346,796	2,430,716	5,421,680	3,880,000	46,349,832
子育て支援系	2,760,804	4,828,142	17,060,970	5,205,713	28,237,359
学校教育系	1,729,746,870	704,339,916	466,820,026	47,703,883	275,955,380
社会教育系	213,824	462,300	1,244,420	41,022,948	18,566,400
市民文化系	981,579	4,368,779	3,279,330	17,121,200	39,323,334
スポーツ・レクリエーション系	5,423,922	6,836,239	34,629,973	11,480,400	104,386,975
産業系	35,156,780	550,000	376,200	—	45,308,220
公営住宅系	62,271,647	54,542,472	74,313,071	69,662,100	146,017,065
その他	—	—	—	—	—
合計	2,237,681,912	1,145,519,871	752,995,979	271,738,836	1,566,429,193
				5年度分総合計	年度平均
				5,974,365,791	1,194,873,158

(2) インフラ資産の改修・更新に係る将来費用と充当可能な財源の見込み

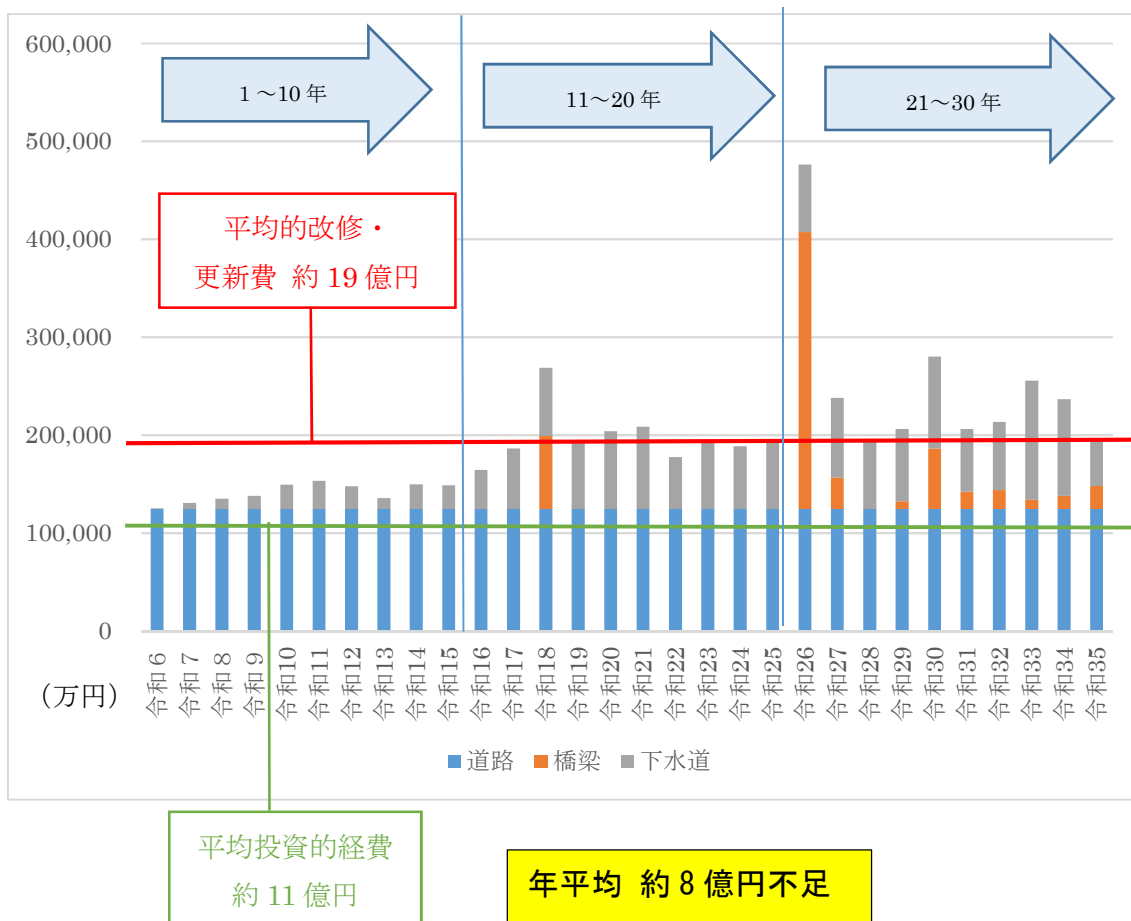
図表 3 4 より、インフラ資産の更新に係る費用は、年平均約 19 億円、今後 30 年間で約 570 億円と推計しています。

図表 3 5 より、平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間で投資的経費は 1 年間あたり平均約 11 億円であるため、1 年間あたり約 8 億円（30 年間で約 240 億円）不足する計算となっています。

これらの費用は、施設によって国県等の補助金や市債などを充当することが出来るものと考えられるものの、多額の市費も必要となることから、特定の期間に偏らないよう計画的に改修・更新を行っていく必要があります。

年平均不足額：投資的経費約 11 億円/年－更新に係る費用約 19 億円/年＝▲約 8 億円

図表 3 4 インフラ資産大規模改修・更新費見込



図表 3 5 過去年度の投資的経費の推移

施設分類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
道路	1,787,510,814	1,156,679,020	987,936,802	134,060,951	567,800,319
橋梁	161,340,520	18,537,200	40,637,901	70,354,372	565,457,468
トンネル	18,187,796	646,291	683,754	2,331,568	36,659,799
下水道	46,663,807	35,677,938	25,876,309	25,893,000	6,270,000
防災通信施設	2,840,400	4,072,000	3,178,217	7,700,000	8,374,300
合計	2,016,543,337	1,215,612,449	1,058,312,983	240,339,891	1,184,561,886
				5 年度分総合計	年度平均
				5,715,370,546	1,143,074,109

6. 財政収支の推移及び見込み

(1) 歳入の状況

図表 3 6 より、主な自主財源である市税は、東日本大震災後 4 年間は復旧・復興事業関連による建設業を中心とした個人・法人市民税の増と、被災からの住宅再建が進んだことによる固定資産税の増により毎年増加しておりましたが、その後は横ばい傾向にあります。

地方交付税は年度ごとに増減を繰り返しており、国や県支出金については平成 30 年度から増加しています。

全体の歳入額をみると、震災前は約 150 億円で推移し、震災直後の平成 24 年度は国庫支出金による増加により、約 550 億円でピークを迎え、その後は 5 年間で減少し続け、平成 30 年度から再び増加傾向に転じています。その要因は、平成 30 年度は中村第二中学校の改築に伴う市債の発行によるもの、令和元年度以降は令和元年東日本台風や令和 3 年及び令和 4 年の福島県沖地震による災害復旧、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした国県の補助金によるものです。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税等の減収に加え、総人口の減少に伴う地方交付税の減収が見込まれています。

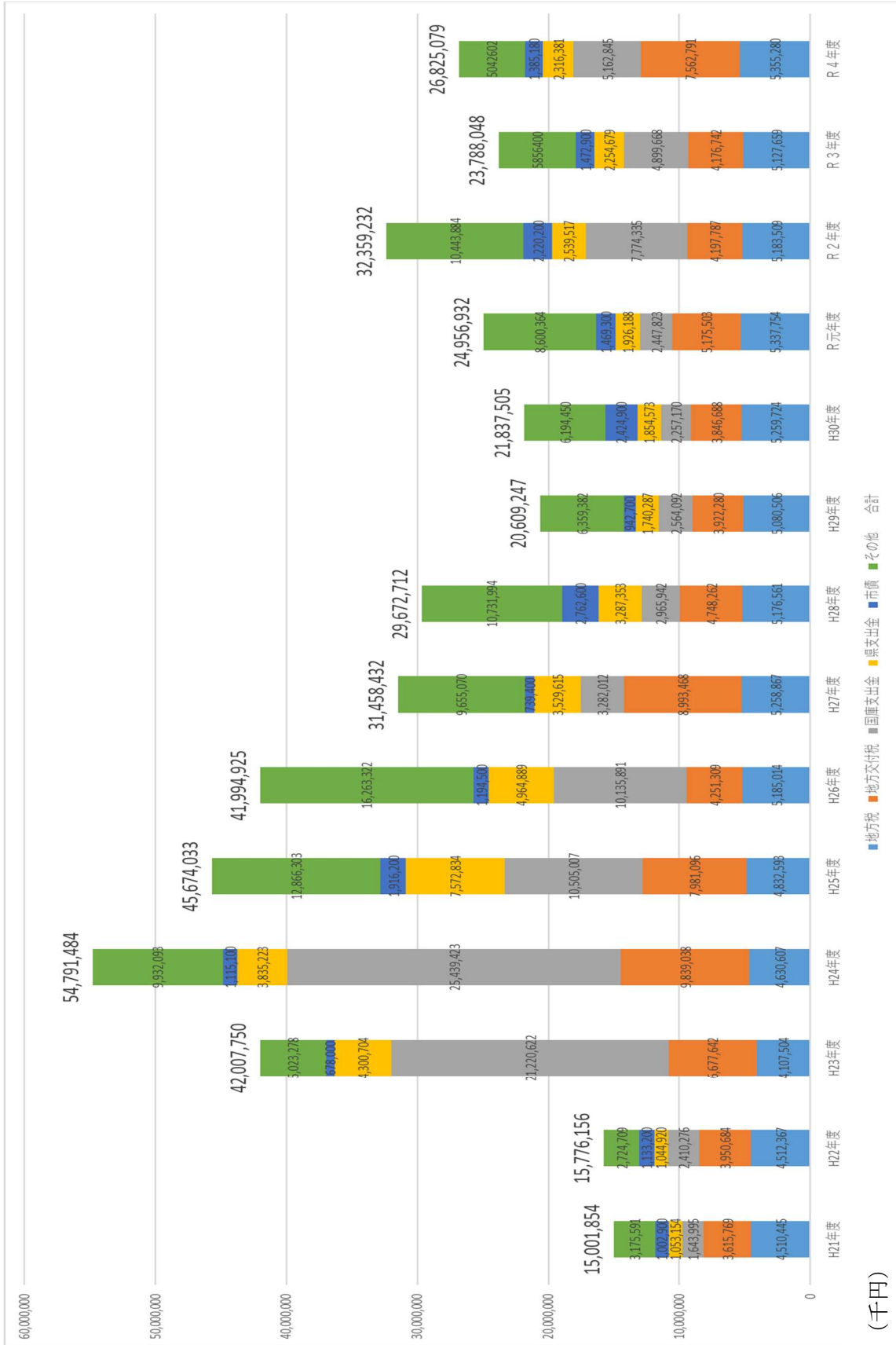
(2) 歳出の状況

図表 3 7 より、平成 23 年度以降は、東日本大震災に関連する経費が大幅に増加しており、中でも、学校等の公共施設や道路等のインフラ資産の災害復旧に要した経費、震災復興関連施設の建設や避難道路の新設等に要した経費、また、同震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能対策に要した経費が大きくなっています。

全体の歳出額をみると、平成 24 年度が最も多い約 530 億円で震災前の約 150 億円から比較し、約 3.5 倍となっており、以降、年々減少しているものの、令和元年度以降は、令和元年東日本台風、令和 3 年及び令和 4 年の福島県沖地震と度重なる災害に多額の復旧経費等を要したことから再び増加傾向となっています。

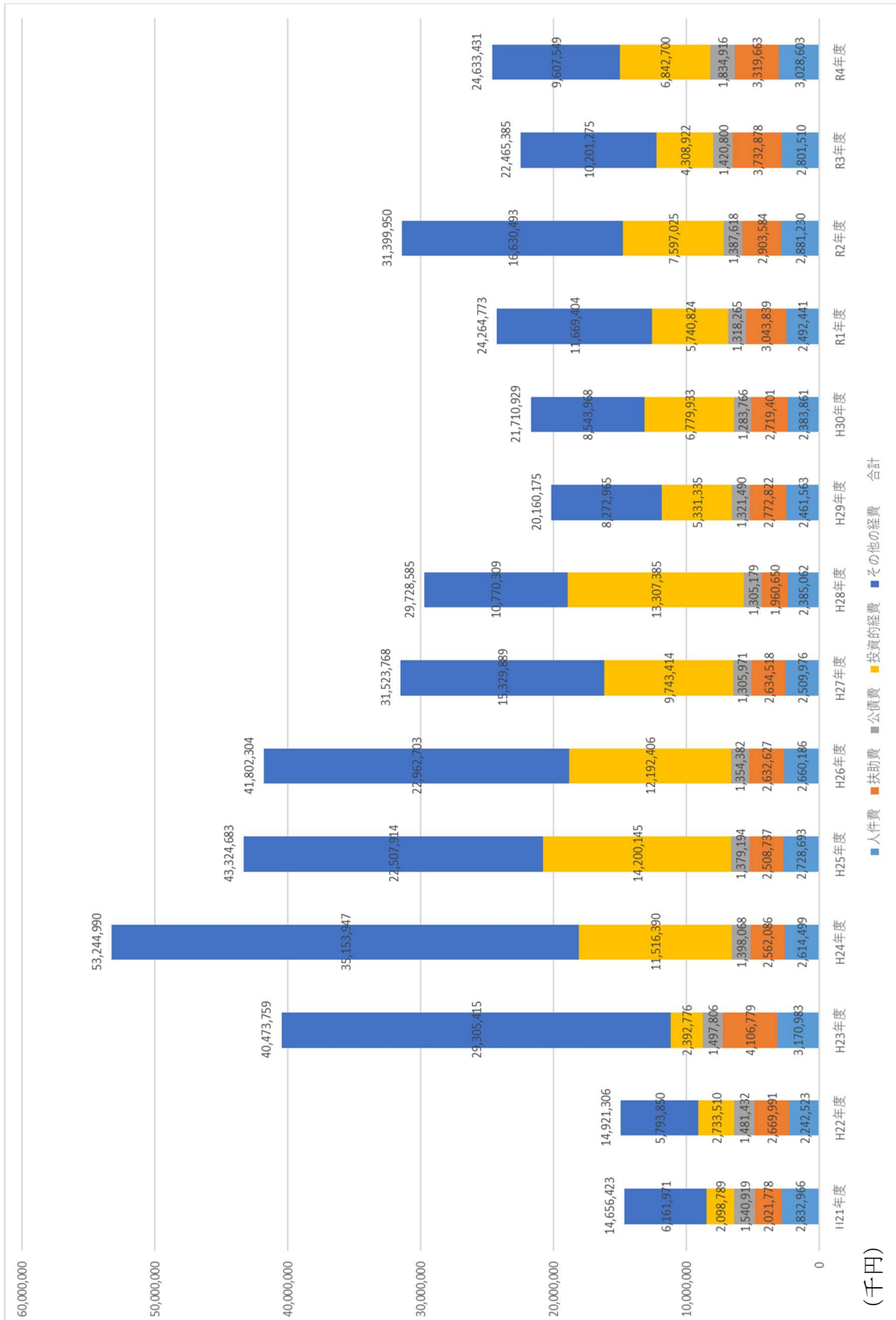
今後は、各種復旧事業の完了に伴い災害関連経費が減少するため、全体の歳出規模は縮小するものと見込んでいます。(図表 3 7 中、災害関連経費は「投資的経費」または「その他の経費」に区分されています。)

図表 3 6 歳入決算の推移



(千円)

図表 3 7 歳出決算の推移



第3章 公共施設等の管理に関する基本の方針

1. 公共施設等の現状と課題

今後、少子高齢化に伴う人口減少により税収が減少することに伴い、更新・改修に充てられる財源の縮小が予想されます。また、度重なる災害に起因する修繕費が今後も想定されることや建築当時にはなかった技術革新や社会環境の変化により、設備や改修が必要になるなど、老朽化以外の要因による施設等の管理費用の増加も見込まれます。

今後は、福祉・教育・文化・スポーツなど行政サービスの質を保ちながら施設に係る経費を最適化していくこと、また、人口減少が進む地域の課題に対応しながら市民ニーズを捉え、持続可能な施設管理の在り方を考えていくことが課題となります。また、施設の改修や更新等に要する経費を確保するための基金等の設置について検討していく必要があります。

2. 基本方針

(1) 総合的な視点に基づく配置

限られた財源の中で施設等を管理していくためには、個別に施設等の見直しを行うことにとどめず、市全体で捉えた上で必要な施設の機能を取捨選択していく必要があります。その上で社会情勢や国全体の推進方針にも柔軟に対応できるよう随時本計画を見直していきます。

(2) 施設総量の適正化

必要なサービス水準を確保しつつ、統合・複合化・転用・廃止等で施設総量の最適化を推進します。更新や大規模改修を行う場合は各施設で時期が集中することがないように調整・見直しを行います。また、新規に建設されるものについては、市民サービスとして必要であるかを慎重に精査し、統合や複合化等に対応できるものについては原則新規に建設することがないように施設の総量を抑制します。また、既に民間代替を行っている施設もあることから、今後も民間に代替できる施設は積極的に推進するよう努めます。

(3) 点検・診断・維持管理・更新等の実施方針

①PDCAサイクル¹⁵に基づき、定期的な点検や診断で得た情報を記録・管理（点検・診断・対応・記録）し、次回の定期的な点検・診断等に活用して必要以上の修繕費を抑制します。

②災害等の突発的な原因による維持補修については、施設の需要を見ながら優先度を明確化して計画的に実施していきます。

¹⁵ PDCAサイクル：” Plan＝計画、Do＝実施、Check＝点検評価、Action＝見直し” を継続して行うことを指し、本市においては行財政改革大綱やマスタープラン等、あらゆる計画において基本となる行動指針です。

(4) 安全確保の実施方針

施設の老朽化や定期的な点検等で安全性に問題がある施設については、早急に対策を検討し、安全の確保を図ります。

(5) 耐震化の実施方針

耐震化が未実施の施設等については、関係者との情報交換を積極的に行いながら施設の在り方を慎重に検討するとともに、その施設が必要だと判断される場合は優先度を明確にして計画的に耐震化を推進します。

(6) 長寿命化の実施方針

破損や故障による修繕などの事後保全¹⁶から、定期的な点検等で得た情報を基に計画的に補修を行う予防保全¹⁷への転換を図ります。予防保全により、施設等の機能維持を図りながら長期的な利用を推進し、更新の機会延長を目指します。

(7) ユニバーサルデザイン化の実施方針

施設の改修や更新の際には、ユニバーサルデザイン¹⁸の考え方に立ち、広く利用者が利用しやすい施設を目指します。

(8) 脱炭素化の推進方針

脱炭素化を推進するため、施設の改修や更新等の際には、次のことを実行するよう努めます。

- ①冷暖房や給湯・照明機器（LED化）等の効率化
- ②設備を更新する際は、省エネ性能の高いもの選定
- ③物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選定
- ④再生エネルギーの活用

(9) 公共施設等の有効活用

未利用の施設や敷地等については、民間等の希望者へ貸し付けを行うなど、できる限り市有財産の有効活用を図り、収入の増加に資するよう努めます。

¹⁶ 事後保全：損傷や故障により施設の機能に明らかな不具合が生じて修繕等を行うことを指します。

¹⁷ 予防保全：点検等により損傷や故障が発生する前から予測して予防的に対策を行うことを指します。

¹⁸ ユニバーサルデザイン：平成18年以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」により、交通施設や建築物等の種類ごとに個々の施設や地域のバリアフリー化が全国的に進められています。現在では高齢者や障がい者だけでなく、あらゆる立場の人が利用しやすい施設の環境づくりを目指すという考え方となっています。

(10) 施設の統合や廃止についての方針

今後の利用状況や立地状況等を見ながら、施設が以下に示すような状態にあると認められる場合は、統合・複合化・転用・廃止などについて検討します。

- ①施設間での機能が重複している場合
- ②施設の利用率が低下している場合
- ③施設が著しく老朽化している場合
- ④施設の利用者が一部地域や団体等に集中している場合
- ⑤民間施設と競合している場合
- ⑥設置目的と利用者のニーズや利用実態が合っておらず、施設設置の重要性が低い場合
- ⑦施設の機能維持のために多大な財政負担がかかる場合

(11) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

①本計画推進にあたっては、財政課が全体を一元的に管理し、固定資産台帳から総資産量を把握し、組織横断的な調整機能を行いつつ、進捗管理や点検及び評価を行います。適宜、財政課を中心として各施設の担当者等を招集し、施設の活用状況や維持管理、今後の運営方針などについて議論する場を設けます。各施設の利活用状況を共有し、市として効率的な施設管理を行っていきます。

②施設毎に必要な応じて、国の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、既に策定されている個別施設計画については、本計画との整合性を図り、必要に応じて見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等に務めていきます。

③長期的な視点から策定した施設保全や長寿命化などの計画は、財政措置があってはじめて実行に移すことができるため、市の財政状況を考慮しながら、各計画の進行管理に務めていきます。

④施設等における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理費用や利活用状況に関する情報を市民へ提供し、協働の推進を図ります。さらに、施設等の適正配置等の検討を行う際は、施設等の現状等を議会や市民に分かりやすく明示するなど、市全体としての認識の共有化を図ります。

⑤全庁的に実施していくにあたっては、職員一人一人が、公共施設等の現状や本計画の意義を十分認識するとともに、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、創意工夫を凝らした施設管理等を行っていく必要があることから、引き続き職員における総合的かつ計画的な公共施設等の管理に関する意識向上に努めていきます。

巻末資料

施設分類別施設名称一覧表

施設分類	施設名称
行政系	市庁舎、南庁舎
その他行政系	LVMH 子どもアートメゾン、相馬市生涯学習会館、産業廃棄物埋立処分場、松川防災集合所、岩子防災集合所、瀬庭防災集合所、新田防災集合所、日下石防災集合所、台畑防災集合所、南飯渕防災集合所、中野防災集合所、立切防災集合所、原釜防災集合所、相馬市防災備蓄倉庫、中央公民館、大野公民館、飯豊公民館、八幡公民館、東部公民館、山上公民館、磯部コミュニティセンター（磯部公民館）、日立木公民館、玉野公民館、一般廃棄物埋立処分場、一般廃棄物埋立処分場（浸出液処理施設）、芹谷地排水機場、松川ポンプ場、相馬市排水ポンプ車車庫、相馬市下水処理場、原釜排水機場、細田ポンプ場、相馬消防署、消防団第一分団屯所、新田排水機場、山信田排水機場、古磯部排水機場、塚部排水機場、柏崎排水機場、小泉川ポンプ場、川原町車庫、袋町車庫、北町車庫、相馬排水機場、和田排水機場、白谷倉庫、相馬市復興交流支援センター
保健・福祉系	老人憩の家、相馬市総合福祉センター、相馬市保健センター
子育て支援系	東部子ども公民館、相馬愛育園、飯豊幼稚園、玉野幼稚園、山上幼稚園、大野幼稚園、磯部幼稚園、八幡幼稚園、日立木幼稚園、中央児童センター、川原町児童センター、相馬市西部子ども公民館、相馬こどものみんなの家、尾浜交流館、飯豊小学校放課後児童クラブ、八幡小学校放課後児童クラブ、日立木小学校放課後児童クラブ
学校教育系	相馬市教育研究実践センター、中村第一小学校、中村第二小学校体育館、中村第二小学校、桜丘小学校、桜丘小学校体育館、大野小学校、大野小学校体育館、飯豊小学校、飯豊小学校体育館、八幡小学校、日立木小学校、磯部小学校、磯部小学校体育館、山上小学校、山上小学校体育館、玉野小学校、中村第二中学校体育

	館、向陽中学校、向陽中学校体育館、磯部中学校、磯部中学校体育館、玉野中学校、中村第二中学校、中村第一小学校体育館、八幡小学校体育館、日立木小学校体育館、中村第一中学校、中村第一中学校体育館、玉野小学校体育館、玉野中学校体育館
社会教育系	相馬市歴史資料収蔵館、相馬市郷土蔵、相馬市伝承鎮魂祈念館
市民文化系	相馬市民会館、細田公会堂、刈敷田集会所、小泉集会所、新沼コミュニティセンター、細田東集会所、鷲山集会所、南ノ入集会所、北高野集会所、刈敷田南集会所、副霊山生活改善センター、小野多目的集会所、川沼集会所、坪ヶ迫団地集会所、椎木多目的集会所、石上多目的集会所、中野清水転作推進技術研修施設、山上多目的集会所
スポーツ・レクリエーション系	スポーツアリーナそうま、相馬市松川浦スポーツセンター、相馬光陽パークゴルフ場、相馬光陽サッカー場、相馬こどもドーム、相馬市民プール、角田公園テニスコート、相馬市道の駅そうま 物産館、相馬市道の駅そうま体験実習館、千客万来館
産業系	磯部漁具倉庫（小型）、磯部上架施設、原釜共同集配施設、原釜漁具倉庫（小型）、磯部水産加工施設、宇多川鮭ふ化場、原釜漁具倉庫（底曳き）、原釜荷捌き施設、原釜海水浄化施設、初野射撃場施設、相馬復興市民市場、玉野山村広場
公営住宅系	黒木田住宅、坪ヶ迫団地、刈敷田団地、刈敷田南団地、南ノ入団地、山信田団地、北高野団地、馬場野山田団地、程田明神前団地、狐穴団地、南戸崎団地、細田東団地、清水団地、山越団地、堂ノ前団地、長谷堂団地、細田団地
その他	相馬駅前自転車駐車場、日立木駅前自転車駐車場